

○木更津市廃棄物減量等推進審議会運営規則

平成5年9月30日

規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第25条の規定により、木更津市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。
- 5 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第3条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者)

第4条 会長が必要があると認めた場合は、関係者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

- 2 前項の規定により審議会に説明のため出席した関係者は、意見を述べることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境部資源循環推進課で行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年10月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する規則の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する規則（昭和57年木更津市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の一号を加える。

(35) 木更津市廃棄物減量等推進審議会委員

附 則（平成7年3月9日規則第11号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日規則第10号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月21日規則第9号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月23日規則第3号）抄
（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。（後略）